F　当該道県がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とする。

G　東日本大震災復興特別区域法第43条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの

H　東日本大震災復興特別区域法第43条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの

I　当該道県がHに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは、0.03とする。

(2)　法人事業税　次の算式によって算定した額

算式

$\Sigma A \times B + \Sigma C \times (D - E) + \Sigma F \times G + \Sigma H \times (I - J)$

算式の符号

A　東日本大震災復興特別区域法第43条の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

B　Aに係る標準税率

C　東日本大震災復興特別区域法第43条の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

D　Cに係る標準税率

E　当該道県がCに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とする。

F　東日本大震災復興特別区域法第43条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額

G　Fに係る標準税率

H　東日本大震災復興特別区域法第43条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額

I　Hに係る標準税率

J　当該道県がHに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは、当該標準税率とする。

(3)　不動産取得税　次の算式によって算定した額

算式

$A \times 0.04 + B \times (0.04 - C)$

算式の符号

A　東日本大震災復興特別区域法第43条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

B　東日本大震災復興特別区域法第43条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

C　当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とする。

(4)　固定資産税　普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第二十七条第一号から第三号までの区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

$A \times 0.014 + B \times (0.014 - C)$

算式の符号

A　東日本大震災復興特別区域法第43条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

B　東日本大震災復興特別区域法第43条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

C　当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とする。

ロ　市町村　東日本大震災復興特別区域法第四十三条の規定の適用を受ける課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び普通交付税に関する省令第二十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

$A \times 0.014 + B \times (0.014 - C)$

算式の符号

A　東日本大震災復興特別区域法第43条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

B　東日本大震災復興特別区域法第43条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

C　当該市町村がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とする。

3　前項に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、平成二十四年九月及び平成二十五年三月以外の月において、平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額を決定し、交付する。

4　平成二十三年度省令第一条の規定により算定した額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を上回り、又は下回ること等により平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額が過大又は過少に算定されたと認められるときは、当該過大算定額又は過少算定額に相当する額を、当該団体に対して交付すべき平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額から減額し、又は当該額に加算するものとする。

5　前項の場合において、平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額から減額することができない場合の措置については、別に省令で定める。

（平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十五年度において交付する場合の算定方法）

**第二条**　地方交付税法附則第十二条第一項の規定により、地方交付税法附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十五年度分の地方交付税の総額に加算して交付する場合における、地方団体に対して交付すべき震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額については、別に省令で定める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**別表**

| | |
|---|---|
| 一 | （一）　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第十四条第二項の規定による負担金 |
| | （二）　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項の規定による負担金 |
| | （三）　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項又は第二項の規定による負担金 |
| | （四）　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第二項の規定による負担金 |
| | （五）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第五条の規定による負担金 |
| | （六）　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第一項の規定による負担金 |
| | （七）　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十条第一項の規定による負担金 |
| | （八）　空港法（昭和三十一年法律第八十号）第六条第一項の規定による負担金 |